

議案第40号

逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者の指定について

逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者を次のように指定する。

1 施設の名称及び位置

(名称) 逗子文化プラザ市民交流センター

(位置) 逗子市逗子4丁目2番11号

2 指定管理者の名称及び所在地

(名称) 逗子文化プラザ市民交流センターコンソーシアム

(代表構成員) 逗子市池子4丁目948番地

株式会社 パブリックサービス

代表取締役 稲垣 正

(構成員) 東京都北区豊島1丁目34番5号

株式会社 ワコーインターナショナル

代表取締役 小野澤 実

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

(提案理由)

逗子文化プラザ市民交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び逗子文化プラザ市民交流センター条例（平成26年逗子市条例第18号）第8条第3項の規定により提案する。